

# 学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業 公募要領

## 1. 事業名

学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業

## 2. 趣旨

平成26年1月に、我が国は「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）を批准した。障害者権利条約第8条においては、障害者に関する社会全体の意識を向上させることや、教育制度の全ての段階において、障害者の権利を尊重する態度を育成することが求められている。

平成23年8月に改正された障害者基本法第16条第3項においては、「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない」と規定されている。

平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会においてとりまとめられた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」においては、「学校教育において、障害のある人と障害のない人が触れ合い、交流していくという機会を増やしていくことが、特に重要であり」、「交流及び共同学習は、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒等にとっても、障害のない児童生徒等にとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むことができる」と提言されている。

また、平成29年に公示された新たな学習指導要領の総則においては、「高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること」、「他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること」と地域社会との連携及び協働と学校間の連携が示されている。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした政府が行うべき政策が「ユニバーサルデザイン2020行動計画」として、取りまとめられており、本計画においては、「心のバリアフリー」教育の展開に当たって、学校における交流及び共同学習の更なる推進のための取組等を実施することとなっている。

このため、教育委員会が主体となり、域内の学校において、継続的な取組となることを目標に、障害のある子供とない子供との交流及び共同学習の機会を設け、各教科やスポーツ、文化・芸術活動等を教育課程に位置付ける等、障害者理解の一層の推進を図る事業を実施する。

## 3. 事業の内容及び実施方法

事業実施に当たり、次の（1）～（3）の各事項を選択して、事業を実施することとする。

### （1）モデル地域の設定及びモデル校の指定

モデル地域を原則1か所以上設定し、モデル地域内の幼稚園、小・中学校、高等学校等及び特別支援学校の中からモデル校を複数指定する。

なお、モデル校を設定するに当たり、教育委員会以外の申請団体が申請する場合は、教育委員会や関係機関と連携の上、申請団体の設置する以外の学校をモデル校とするなど、交流及び共同学習が汎用性のあるものとする。

また、特別支援学校をモデル校に指定した場合は、特別支援学校の児童生徒等が居住している地域の学校（以下「居住地校」という。）をモデル校に含めることが望ましい。

## (2) 事業内容

教育委員会が主体となり、交流及び共同学習が域内の全ての学校において、単発的でなく、継続的な取組となることを目標に次の①～③の研究テーマを選択すること。

なお、①（ア）及び（イ）については必ず選択すること。（複数選択可）

①交流及び共同学習を継続的な取組とするために、教育課程への位置付け等、組織的かつ計画的な取組の在り方に関する研究

（取組項目）

- （ア） 通常の学級に在籍する全ての児童生徒等に交流及び共同学習の機会を学校として計画的に実施するための方法に関する研究
- （イ） 障害のある児童生徒及び障害のない児童生徒等が、交流及び共同学習を通じ、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むために、交流及び共同学習のねらい、事前学習と事後学習、年間指導計画への位置付けの効果的な工夫に関する研究
- （ウ） 通常の学級の担任などの教職員が主体的に交流及び共同学習に取り組むための体制整備の在り方及び教職員の意識向上に関する研究
- （エ） ICTを活用した交流及び共同学習に関する研究

②学校間交流や居住地校交流等を進めるための関係する教育委員会との連携の在り方の研究

（取組項目）

- （ア） 特別支援学級が設置されていない小・中学校における学校間交流を推進するための学校と教育委員会の連携の在り方に関する研究
- （イ） 高等学校における学校間交流や居住地校交流を進めるための学校と教育委員会の連携の在り方に関する研究
- （ウ） 学校間交流や居住地校交流等を進めるための市町村教育委員会と都道府県教育委員会又は市町村教育委員会と市町村教育委員会の連携に関する研究
- （エ） 居住地域の小・中学校等に副次的な籍を置くなど、居住地域との結びつきを強める工夫に関する研究

③障害のある大人の人との交流や地域における高齢者等の世代を超えた交流の在り方に関する研究

（取組項目）

- （ア） 障害のある大人の人との交流に当たり、福祉部局や社会福祉法人等と連携したネットワーク形成に関する研究
- （イ） 教育委員会及び学校と地域の関係者による「心のバリアフリー連絡協議会（仮称）」を設置し、取組状況や実施体制などの成果と課題について協議するなど、地域に心のバリアフリーの意識を啓発し根付かせるための研究
- （ウ） 高等学校の生徒や特別支援学校の高等部の生徒が、継続的に地域の障害のある大人の人との交流をするための方策に関する研究

### (3) 実施方法

(2) ①又は②の事業を実施するに当たり、交流及び共同学習として、次の①、②、③のいずれか又は複数の事項を選択し、取り組むこと。(複数選択可)

また、共通の取組として、以下の点に留意すること。

- ・モデル校においては、交流及び共同学習を教育課程に位置付けた上で、実施すること。
- ・障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等の相互の理解を深めることなど、その成果を客観的に評価する方法について検証を行うこと。
- ・障害のない児童生徒等に対して、選択した活動が障害者理解を推進するに当たり、どのような効果があるか具体的に研究すること。
- ・取組を通して、障害者スポーツ、文化・芸術等の魅力や普及・推進の意義、障害のある者と障害のない者が共に生きる社会を形成する上で必要なことなどについて学習し、共生社会の在り方について理解を深めること。
- ・障害のない児童生徒等が在籍する学校においては、障害者理解を推進するための教育の全体計画の作成についての工夫に努めること。

#### ①スポーツによる交流及び共同学習

##### (ア) 障害者スポーツ等の体験学習

本取組を通じて、障害のない児童生徒等が、障害のある児童生徒等と共に、実際に障害者スポーツ等を体験することで、障害者と障害に対する理解を深め、人間の多様性の尊重や豊かな社会性の育成につなげる。また、障害のある児童生徒等が、障害者スポーツ等に取り組むことにより、体を動かす喜びや人と人とが交流することによる一体感を共有し、障害者スポーツ等をより身近なものとして感じ、今後の更なる交流につなげる。

なお、本取組は、障害者スポーツ等の体験学習の機会を単発的に終わらせるのではなく、障害者スポーツ等の体験を踏まえて、障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等が、交流及び共同学習の中で、楽しく、気軽に、誰もが取り組めるような新しいスポーツやルールの変更について検討・実践するなど、地域における障害者理解につながるような、発展的かつ継続的な取組につなげるのが望ましい。

##### (イ) 障害者アスリート等との交流

本取組を通じて、障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等との交流及び共同学習の中で、パラリンピアンや障害者スポーツ等のアスリートを学校等に招き、交流の機会を設けることにより、アスリートの生活や普段行っているトレーニング等に関する話を聞きつつ、迫力あるプレーを間近で見る機会を得る。

また、義肢装具士などの用具作成に携わる専門家を学校等に招き、障害者の生活を支える用具等に施された様々な技術・工夫、あるいは用具の形状等について学んだり、障害者を支える仕事をより身近に感じたりすることで、障害者と障害に対する理解を深めるとともに、相互理解を推進し、社会参加の在り方を考察する。

なお、本取組をきっかけにして、同じ地域に暮らす障害者スポーツ関係者等との継続的な交流に結びつけるなど、地域全体での障害者理解につながるような、発展的かつ継続的な取組が望ましい。

#### ②文化・芸術による交流及び共同学習

##### (ア) 文化・芸術の体験学習

本取組を通じて、障害のない児童生徒等が、障害のある児童生徒等と共に、実際に文化・芸術活動を体験することで、障害者と障害に対する理解を深め、人間の多様性の尊重や豊かな社会性の育成につなげる。

また、障害のある児童生徒等が、文化・芸術活動に取り組むことにより、共に表現

する楽しさや共につくる喜びを味わい、文化・芸術活動をより身近なものとして感じ今後の更なる交流につなげる。

なお、本取組をきっかけにして、文化・芸術の体験学習の機会を単発的に終わらせるのではなく、地域における障害者理解につながるような、発展的かつ継続的な取組が望ましい。

#### (イ) 障害のある芸術家等との交流

障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等との交流及び共同学習の中で、障害のある芸術家、演奏家等を学校等に招き、交流の機会を設けることにより、芸術家、演奏家等の日頃の活動等に関する話を聞きつつ、実技・実演等を間近で見る機会を得るとともに障害者と障害に対する理解を深める。

なお、本取組をきっかけにして、障害のある芸術家等との交流の機会を単発的に終わらせるのではなく、地域における障害者理解につながるような、発展的かつ継続的な取組が望ましい。

#### ③ その他の分野や教科等による交流及び共同学習

①及び②以外で受託団体が設定した、その他の分野や教科等による交流及び共同学習。

なお、学習指導要領のねらい等を十分考慮すること。

#### 4. 公募対象

以下の団体を公募対象とする。

- ・都道府県・指定都市教育委員会  
(都道府県教育委員会は、域内の市(特別区を含む。以下同じ。)町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる。)
- ・市町村教育委員会
- ・附属学校を設置する国立大学法人
- ・幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を設置する学校法人等

#### 5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

#### 6. 企画提案書(事業実施計画書)等の提出方法等

(1) 提出書類

①企画提案書は別紙様式「事業実施計画書」によって代えるものとする。

様式は全てA4縦判横書きとし、正確を期すため、パソコン、ワードプロセッサ等の判読しやすいもので作成すること。

②審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

(2) 提出方法

企画提案書は、以下の方法で提出すること。直接持参及びファクシミリによる提出は不可とする。

・別紙様式「事業実施計画書」をWordファイルにてメールにファイルを添付の上、送信すること。(PDFで送信しないこと。ただし、別紙様式「事業実施計画書」以外の参考資料については、PDFで送信可能とする。)

- ・メールの件名は「団体名・心のバリアフリー実施計画」（団体名の例 例1：北海道教育委員会、例2：北海道、例3：北海道教育大学）とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が10MBを越える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・企画提案書を受信した旨のメールを平成30年3月7日（水）までに、文部科学省から送信する。このメールが届かない場合は平成30年3月8日（木）までに、電話にて文部科学省へ連絡をすること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

(3) 提出先

電子メール：seika@mext.go.jp  
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課支援第一係  
TEL：03-5253-4111（内線3192）

(4) 提出締切

平成30年3月6日（火）18時必着

(5) その他

事業実施計画書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された事業実施計画書等については、返却しない。

7. 事業規模（予算）及び採択件数

事業規模：1件当たり標準額 330万円程度

なお、(3) ①スポーツによる交流及び共同学習と(3) ②文化・芸術による交流及び共同学習の双方を実施する場合の1件当たり標準額は660万円程度とする。

採択件数：30地域程度

※平成30年度予算成立前に始める公募であることから、国会における本予算成立までの間、当該事業の実施の可否や事業内容、事業開始時期等に変更が生じる可能性があること、並びに本事業は本予算成立後でなければ開始できないことに留意すること。

なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

8. 選定方法等

(1) 選定方法

審査評価委員会において書類選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定める審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、30日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

9. スケジュール（予定）

公募締切：平成30年3月6日（火）

審査：平成30年3月上旬

結果通知：平成30年3月下旬

契約締結：平成30年度予算が成立した場合に、成立日以降の平成29年度の日付で順次締結する。

契約期間：原則、契約締結日から平成31年3月29日まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないため、事業実施計画書の作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

## 10. 契約締結

選定の結果、契約予定者と提出書類を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、事業実施計画書の内容を勘案して決定することから、企画提案者の提示する金額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

※ [契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合には、契約締結のため、遅滞なく以下の書類の提出を求めることから、事前に準備をしておくこと。

なお、再委託先がある場合は、再委託先にも十分周知しておくこと。

- ・事業実施計画書（審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映させた事業実施計画書の再提出を求める。）
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定など）
- ・銀行振込依頼書（採択の連絡と合わせて、文部科学省から様式を別途送付する。なお、再委託先からの提出は不要。）

## 11. その他

- (1) その他、委託事業に係る事項については、委託要項等によるものとし、また契約書を遵守すること。
- (2) 本委託事業の実施に当たっては、契約書、初等中等教育局委託事業事務処理要領により適切に実施すること。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、この実施事業及び経理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 文部科学省は、事業の推進に資するため、受託団体の担当者等による連絡協議会を開催する。
- (5) 本事業により、研修やイベントなどを開催する際には、文部科学省が行う本事業の一環として行われている旨、関係者に周知することを原則とする。
- (6) モデル校は、研究の成果と課題を普及するため、委託期間中及び委託期間終了後2年間程度にわたり、他校等からの学校訪問や研究に関する情報提供の依頼に応ずるよう努めるものとする。
- (7) 各受託団体においては、各受託団体等のホームページ等で取組の成果等を積極的に情報発信すること。その際には、「平成30年度文部科学省委託事業による研究成果」等であることを記載すること。